平成２９年（フ）第５３号
兵庫県西宮市今津巽町３番２―506号
債務者　牧野としゑ
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３号
愛媛県松山市道後湯之町12番33号　みつわビル６号
債務者　山下てるみ
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
愛媛県松山市南町１丁目６番１号　南町ハイムＢ―101号
債務者　保木口敬介
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
宮崎市大字島之内11000番地　県住４－３号
債務者　藤永八重子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４号
宮崎市下北方町椎ノ坪768番地８
債務者　三輪　謙一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第３号
宮崎県日南市大字益安733番地　益安第２アパート２号
債務者　田野辺敏行
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第６号
宮崎県日南市上平野町３丁目３番地14
債務者　川越　健光
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町23番16号中村ビル402号
債務者　久保田洋一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２６号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目21番３号
債務者　水間　美枝
1　決定年月日時　平成29年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
大阪市東淀川区大道南１丁目６番５―405号
債務者　江波　　宏
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３００号
大阪市東淀川区小松２丁目12番４号みつもとＡＲＲＡＹ502号
債務者　深本　幸介
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９号
大阪市都島区内代町２丁目８番14号
債務者　山村　優香
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２３５号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の50　Ｌｕｌｕ ＯＨＡＮＡ402、開始決定時の住所北海道石狩市緑苑台東３条２丁目35番地
破産者　小林　建朗
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３６号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の50　Ｌｕｌｕ ＯＨＡＮＡ　402
破産者　小林　悦子
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０６３号
大阪市浪速区久保吉１丁目６番22号、前住所大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―1103号
破産者　植田　知加
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４７号
大阪府茨木市豊原町５番33―901号
破産者　吉田　　誠
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２３号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目18番20号、前住所大阪府東大阪市衣摺５丁目21番30号
破産者　菊池彫刻所こと　菊池　健二
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部